

平成31年度 中部保健所・由布保健部行動計画

I 健康寿命日本一に向けた取組① ～健康づくりの推進～

- ・地域・職域に関わる多様な機関がそれぞれの専門性を発揮し、各取組が連動して効果的な対策が行えるための基盤を整備します。また、事業所のネットワーク化を図り、相互に発展しあう組織として育成します。
- ・地域の健康課題である運動、食事に焦点をあてた「事業所ぐるみの健康づくり」を関係機関と連携して推進します。
- ・2年間の事業所への健康づくり実践支援のノウハウをマニュアルとしてまとめ、事業所へ普及啓発します。

I 健康寿命日本一に向けた取組② ～地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携～

- ・高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「入退院時における医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール」の一層の定着と円滑な運用を図るなど、「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、市と協働又は市への支援により在宅介護・医療の連携に向けた取組を引き続き行います。
- ・看護の専門性の向上及び医療機関と在宅の看護職の顔の見える関係づくりを推進します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実① ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

- ・市及び関係機関と連携し、健康危機管理連絡会議の開催や感染症発生に備えた訓練の実施等により、健康危機管理体制の整備・充実に努めます。
- ・自然災害発生時に派遣される「保健医療活動チーム」に対する保健所の指揮調整能力の向上に努めるとともに、医療機関における広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力訓練等を引き続き実施します。
- ・感染症や食品による健康被害を防止するため、社会福祉施設職員等に向けた研修会の実施や適時の情報提供等に努めます。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実② ～大規模イベントにおける食品・衛生対策の推進～

- ・ラグビーワールドカップ2019等大規模イベント開催に伴い増加が見込まれる旅行客の食品による健康被害防止対策として、旅館・ホテルや関連イベントにおける食品関係事業者に対する監視・指導を実施するとともに、食品衛生管理の国際標準であるHACCPの導入を推進します。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギー対策の取組を推進します。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・おおいたうつくし推進隊の活動を支援するとともに、環境意識を高め、環境保全に取り組む人材育成のための環境教育を推進します。
- ・立入検査計画に基づく監視指導により事業場排水対策や浄化槽の適正管理の啓発により排水対策を推進します。
- ・流域会議の運営や水環境保全に関する取組を支援します。
- ・巡回監視の強化などにより廃棄物の適正処理の指導・啓発を推進します。

I 健康寿命日本一に向けた取組① ～健康づくりの推進～

現状と課題

- ・疾病別有病率(*)をみると糖尿病・虚血性心疾患においては、臼杵市・津久見市・由布市がワースト3を占めており、働き盛り世代からの望ましい生活習慣の獲得とそれを支援する環境づくりが必要である。*平成29年5月診療分大分県疾病分類統計(大分県国保連合会資料)
- ・平成28年に実施した「県民健康意識行動調査」の結果、管内では、男女ともに食塩の摂取量が目標値より多く、男性では6g以上、女性では4g以上の過剰摂取となっており、食生活の見直しが必要である。
- ・また、3市ともBMI25以上の肥満者が県平均より多くなっており、特に津久見市と由布市では働き盛り世代の肥満者が多く、運動習慣の獲得、定着が必要である。
- ・臼杵市ではこころの張りがある者の割合が県下で最も低く、由布市では働き盛り世代の平均睡眠時間6時間未満が県下で最も多くなっており、地域の関係機関と連携した働きやすい職場づくりが必要である。

- 【課題】**
- 1 事業所が主体的に健康づくり事業に取り組めるための効果的な実践活動の普及と事業所間ネットワークの構築
 - 2 市と協働した地域の体制づくり、環境づくりの推進

保健所が実施すべき対策

- 1 地域ぐるみ・職域ぐるみの健康づくりを推進する体制づくり
 - (1) 多様な分野の組織代表による連携推進会議の開催
 - (2) 取組を進める実務者による実務者会議の開催
 - (3) 事業所ネットワーク連絡会議の開催
- 2 関係機関と連携し、事業所ぐるみの健康づくりの実践支援
 - (1) 事業所ぐるみの健康づくり実践(運動・食事)
 - (2) 事業所ヘルスアップ講座の開催
 - (3) 事業所の健康支援マニュアルの作成、周知
- 3 健康づくりの環境整備

「健康応援団(食の環境整備部門)」と「うま塩メニュー提供店」のフォローと新規登録店の拡大

目標指標

- 1 地域ぐるみ・職域ぐるみの健康づくりを推進する体制づくり
 - (1) 連携推進会議の開催 年1回
 - (2) 実務者会議の開催 年1回以上
 - (3) 事業所ネットワーク連絡会議の開催 年1回以上
- 2 事業所ぐるみの健康づくりの実践支援
 - (1) 健康経営認定事業所数 59ヶ所以上
 - (2) 事業所ぐるみの取組を行った事業所数 76ヶ所以上
 - (3) 事業所の健康支援マニュアルの周知事業所数 全ての健康経営登録事業所
- 3 健康づくりの環境整備
 - (1) 健康応援団(食の環境整備部門) 新規登録店1カ所
 - (2) うま塩メニュー提供店 新規登録店1カ所

I 健康寿命日本一に向けた取組② ～地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

- ・市が主体となって推進している「在宅医療・介護連携推進事業」の取組に対して、保健所は広域的・専門的な見地から積極的な支援を行っている。
- ・取組の一つとして、中部医療圏域では「入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール(以下、「ルール」という。)」を、平成27年4月から運用をスタートさせており、平成30年度はルールの運用状況等に係る実態調査及び医療施設・事業所からの取組報告等を内容とした「合同会議」を2年ぶりに開催した。
- ・中部医療圏域におけるルールの一層の定着と円滑な運用を引き続き支援するとともに、医療・介護関係者に対して連携推進のための啓発及び研修等を実施する必要がある。
- ・「時々入院、ほぼ在宅」の医療が推進される中、多様かつ複雑な医療・生活ニーズを抱える患者のケアを中心的に担う看護職への期待は大きく、医療機関と在宅領域の看護職の連携強化と、意思決定支援における看護の専門性の発揮が求められている。
- ・看護の専門性の向上及び医療機関と在宅の看護職の顔の見える関係づくりを推進する。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援**
 - (1)市の事業・会議への参画・助言
 - (2)医療・介護関係者への研修
 - (3)ルール運用・評価検討会
 - (4)ルール連絡窓口の整備
- 2 地域包括ケアシステムを支える看護の機能強化**
 - (1)医療機関と在宅領域の看護職の連携
 - (2)意思決定に係る検討・研修の場の設定

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援**
 - (1)市の事業・会議へ積極的な参画・助言
 - (2)医療・介護関係者研修の実施 (1回)
 - (3)ルール運用・評価検討会の開催 (1回)
 - (4)ルール連絡一覧表の更新・配布 (1回)
- 2 地域包括ケアシステムを支える看護の機能強化**
 - (1)①相互交流研修への参加機関数 20ヶ所
 - ②医療機関と在宅領域の看護職が連携した取組数 4回
 - (2)「意思決定」をテーマとした研修企画及び研修会の開催回数 10回

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実① ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

現状と課題

・保健所は、地域の「健康危機管理の拠点」として、食中毒、感染症や自然災害等によって生じる健康被害の発生予防や拡大防止等に対して、迅速かつ適切な対応を行うことが求められている。

・さまざまな事態に備えた健康危機管理体制を整備・充実する必要がある。市や関係機関との連絡・協力体制を確保するとともに、市や関係機関と連携した新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生に備えた対策の実施が重要である。

・自然災害発生時には、被災地域の被害状況や医療・保健衛生ニーズを的確に把握するとともに、派遣される保健医療活動チームに対する指揮調整等の役割も担っており、平時から災害発生時における対応力の強化と市や関係機関との連携強化に努めることが不可欠である。

・感染症等による健康被害の未然防止や拡大防止を図るため、社会福祉施設等が適時適切な対応がとれるよう感染症対策研修会を実施するほか、感染症発生動向に係るタイムリーな情報提供が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の整備・充実

- (1) 市、関係機関との連絡・協力体制の確保
- (2) 新興・再興感染症等の発生に備えた対策

2 自然災害発生時の対応力の強化

- (1) 保健医療活動に関する指揮調整能力の向上
- (2) 地区対策本部保健所班の業務の遂行
- (3) 保健所災害時対応マニュアル等の整備

3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組

- (1) 感染症や食中毒の未然防止と拡大防止の取組
- (2) 感染症情報の適時な情報提供・周知徹底

目標指標

1 健康危機管理体制の整備・充実

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催(中部1回、由布1回)
- (2) 新型インフルエンザ等対策訓練の実施(中部1回、由布1回)

2 自然災害発生時の対応力の強化

- (1) 災害時保健医療対策会議に係るシュミレーションの実施等
- (2) EMIS入力・防災訓練の実施、市主催訓練への参加等
- (3) 保健所災害時対応マニュアル等の年度版作成、見直し等

3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組

- (1) 感染症対策研修会の開催(中部1回、由布1回)
- (2) あなたのまちの感染症情報の提供(毎週)、緊急時の情報提供(適時)

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実② ～大規模イベントにおける食品・生活衛生対策の推進～

現状と課題

- ・ラグビーワールドカップ2019が開催され、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれており、旅館・ホテル・飲食店や各地で開催する関連イベントにおける食品関係事業者に対する食中毒防止対策が必要である。
- ・食品衛生法の改正により、食の安全性確保に有効な手法であるHACCPの導入が義務づけられ、食品等事業者に対し、食の安全性確保に有効な手法であるHACCPに沿った自主衛生管理の導入を推進する必要がある。
- ・食物アレルギー事故を防ぐため、営業者に対して食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーに対する取組を推進する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 食中毒防止対策**
 - (1) 旅館・ホテル・飲食店に対する監視指導
 - (2) イベント開催時の食品提供者に対する監視指導
- 2 HACCP導入の推進**
食品事業者に対するHACCP導入の推進
- 3 食物アレルギー対策**
飲食店等への食物アレルギー対策の推進

目標指標

- 1 食中毒防止対策**
 - (1) 旅館・ホテル等飲食店等の監視回数
(中部:100回、由布:200回)
 - (2) イベント関係営業施設の監視回数
(中部:2回)
 - (3) 食品関係講習会の開催回数
(中部:20回、由布:20回)
- 2 HACCP導入の推進**
HACCP導入指導施設数 (中部:3施設、由布:4施設)
- 3 食物アレルギー対策**
食物アレルギーに関する指導施設数
(中部:150施設、由布:250施設)

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・「おおいたうつくし作戦」を推進するため、その理念の一層の普及を図り、取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるとともに環境教育の充実を図る必要がある。
- ・排水対策として、事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理について啓発する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄事案が依然として見られることから、巡回監視等を通じて指導・啓発する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 環境保全活動の支援**
 - (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援
 - (2) 環境教育の推進
- 2 豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 流域会議の運営支援(技術支援・必要物品支給等)
 - (2) 事業場排水対策
 - (3) 生活排水対策
 - ① 浄化槽法定検査未受検者への指導
 - ② 浄化槽法定検査不適正事案への指導
 - ③ 浄化槽の適切な維持管理についての啓発
- 3 廃棄物の適正処理の推進**

巡回監視実施による不法投棄・不適正処理対策の強化

目標指標

- 1 市民参加型の環境保全活動の推進**
 - (1) 地域連絡会の開催 (中部1回:由布1回)
 - (2) 環境教育アドバイザー制度の周知 (中部10回、由布:10回)
- 2 豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 流域会議等開催 (由布:2回)
 - (2) 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部:30事業場、由布:40事業場)
 - (3) ①未受検者への指導率 (中部:100%)
 - ②不適正事案への指導 (中部:随時)
 - ③浄化槽維持管理講習会の開催 (中部:2回 由布:2回)
- 3 廃棄物の適正処理の推進**

巡回監視数 (中部:200回、由布:100回)